

生産緑地

追加指定のご案内

【受付期間】

令和8年（2026年）

1月5日（月）

～

6月30日（火）

草加市では、都市内の緑地やオープンスペースとして、防災面や良好な都市環境の形成に役立つ市街化区域内的の農地を生産緑地として追加指定を行っております。

生産緑地の指定を受けることで固定資産税などの優遇措置を受けることができます。

※基準を満たす必要があります。詳細は裏面をご覧ください。

* 追加指定の申請をする際は、事前に下部に記載しております都市計画課の問い合わせ先まで、または二次元コードからメールで（タイトルに「生産緑地追加指定の相談」、本文に相談内容を記入し）ご相談ください。

【問合せ先】

草加市役所 都市計画課 計画係

電話：048-922-1790（直通）FAX：048-922-3148

E-mail:toshikeikaku@city.soka.saitama.jp

住所：草加市高砂1-1-1 本庁舎5階



裏面に続きます

【追加指定基準】

(※ 追加指定の申請をする際には、現に耕作していることが前提となります。)

1. 幅員 4 m以上の道路に 2 m以上接道した、面積2,500㎡以上の農地
2. 幅員 4 m以上の道路に 2 m以上接道し、面積300㎡以上の農地で次のいずれかに該当するもの
 - ①都市計画マスタープランで位置付けられた防災機能改善モデル地区にかかる農地
 - ②都市計画マスタープランで位置付けられた水とみどりのネットワークにかかる農地
 - ③都市施設の予定地にかかる農地
 - ④庭先販売農家が耕作している農地
 - ⑤防災協力農地に登録した農地

【必要書類】

1. 生産緑地追加指定希望申請書（窓口で配布、または草加市ホームページより取得）
2. 申請地の公図（追加指定希望申請日から 3ヶ月以内のもの）
3. 申請地の登記簿謄本（追加指定希望申請日から3か月以内のもの）、または固定資産課税評価明細（最新年度のもの）

【生産緑地に追加指定した場合】

1. 固定資産税・都市計画税が農地課税になります。
2. 相続税の納税猶予制度の適用が可能になります。
3. 農地として適正な管理、保全が義務付けられます。
4. 追加指定から30年間は一定条件を満たさなければ解除できません。解除を行うためには、生産緑地法第10条に基づき買取申出をしていただく必要があります。詳細については、都市計画課までお問い合わせください。
5. 生産緑地において農林漁業を営むために必要となる施設または当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資する施設で、生活環境の悪化をもたらすおそれがないと認められた施設のみ設置可能です。設置できる施設の詳しい内容については、都市計画課までお問い合わせください。

【生産緑地の追加指定の流れ】

